

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 30 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

外資投資規制の改正（新免除証明制度）

2017 年 7 月 1 日に外資買収法（Foreign Acquisition and Takeovers Act）の規則が改正され、複数の投資案件についてオーストラリア外資審議委員会（Foreign Investment Review Board、「FIRB」）の審査を一括して行うことを可能とする新たな免除証明（exemption certificate）制度が導入されました。新制度の概要は、以下のとおりです。



- 免除証明を利用する要件として、外国投資家のリスクが非常に低く、取得対象となる事業や資産が国益に関する問題を生じさせないことが必要
- 過去に豪州への投資実績がない者や個人投資家に免除証明が付与される可能性は低い
- 免除証明には有効期間や条件（上限金額など）が設定される
- 免除証明の付与に関する FIRB の審査期間は個別投資案件の標準的な審査期間よりも長くなる可能性はある
- 免除証明に基づく権利取得については、免除証明の有効期間中、定期的に報告を行うことが必要
- FIRB は免除証明を撤回したり、条件を付ける権限を有する

今後の運用にもよるとは思いますが、日本企業を含む外国投資家（外国政府投資家を含む）による対豪投資を大いに促進する可能性のある法改正であり、非常に注目されます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

環境汚染に対する巨額の罰金

2015年7月の炭鉱からの排水によるブルー・マウンテンズ国立公園の環境汚染の問題に関して、ニューサウスウェールズ州の土地環境裁判所（Land and Environment Court）は、汚染企業に対して1.15百万豪ドルの罰金を課しました。1件の環境汚染事件に対するものとしては、過去最高の罰金額です。また裁判所は汚染企業に対して違反行為を新聞で公表するように命じました。本件は過失に基づく環境汚染であり、汚染企業は自ら違反行為を認めたのですが、裁判所は事前のリスク管理体制が十分でなかったことを重視して、非常に重い処分を下しました。この事件をもとに、環境問題に関するリスクを最小化するための方策について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

いじめに関する最近のフェアワーク委員会の決定

フェアワーク法上、フェアワーク委員会には、いじめを防止するために必要な命令を発する権限が認められています。かかる発令の条件として、いじめを受けた従業員が引き続きいじめを受け続ける危険性が認められることが必要とされています。近時、フェアワーク委員会は、使用者が、いじめを行った従業員の職責を変更していじめに対する一定の防止措置を講じた事案で、フェアワーク委員会としては、いじめに関する命令を行う必要はないと判断しました。いじめを行ったことに争いがない事案であっても、加害者を解雇するにはリスクが伴いますし、労働力の流出という観点でも問題が大きいと言えます。使用者が職場のいじめに適切に対応する方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

豪州競争審判所による買収計画の承認

賭博業大手タブコープによる同業タツ・グループの買収計画が、2017年6月、豪州競争審判所（Australian Competition Tribunal、「ACT」）により承認されました。両社は、2016年10月に買収を合意し、豪州自由競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission、「ACCC」）に承認を申請しましたが、市場の寡占化を懸念したACCCが認可に慎重な姿勢を示したため、2017年3月にACCCへの申請を取り下げ、代わりにACTに承認を申請していました。ACTによる承認を受けた3件目となる本件から学べるポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

海外居住者のキャピタルゲイン税制度の変更

2017年7月1日から、海外居住者のキャピタルゲイン税（CGT）制度が一部変更されました。海外居住者が課税対象オーストラリア資産（Taxable Australian Property）を売却する場合に、買主が源泉徴収する税率が10%から12.5%に引き上げられ、また、源泉徴収が免除される不動産取引の基準が200万豪ドル未満から75万豪ドル未満に引き下げられました。制度変更の詳細と、今後の影響について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ニューサウスウェールズ州の印紙税法などの改正

ニューサウスウェールズ州において、印紙税法（Duties Act 1997）と土地税法（Land Tax Act 1956）が改正され、一部の内容が7月1日付けで発効しました。信託の受託者に関する減免制度の変更、土地保有者の納税義務に関する変更、租税回避を防止する条文改正のほか、7月1日から制度が変わった初回住宅購入者支援制度、追徴購入税（Surcharge purchaser duty）や保険税（Insurance duty）などについて、その改正の内容を解説します。

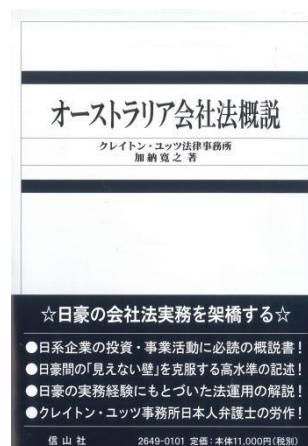
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

集団訴訟におけるクラス・クロージャー命令

クラス・アクション（集団訴訟）において、裁判所は、適切と判断する場合、クラス・クロージャー命令（class closure order）により、その集団訴訟に参加（通常は登録手順によります）する者にのみ和解や判決の効力が及ぶこととし、参加しない者が別途被告に対して訴えを提起することを禁止することができます。クラス・クロージャー命令に関して、その制度の趣旨と、近時裁判所が判示した運用ルールについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

お知らせ

川合千秋弁護士の入所

2017年7月3日付で、川合千秋弁護士が弊所に入所しました。川合弁護士は、シドニーで日系金融機関のインハウスカウンセラー（NSW州登録弁護士）として勤務した経験を有し、日本語及び英語が堪能であるとともに、金融取引や金融レギュレーションに関して、豊富な経験と実務経験を有しています。川合弁護士の参画により、日本のクライアントの皆様のための企業法務全般を一層強化し、日本のクライアントの皆様幅広いニーズにより的確かつ迅速に応えられるよう体制を整備して参ります。

最近行われたセミナーのご報告

豪州 M&A 取引実務（2017年4月）

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
直通電話：07-3292-7014
メール：ckawai@claytonutz.com



ロークラーク カ石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com